



平成 29 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社ベネッセホールディングス
代表者名 代表取締役社長 安達 保
(コード番号 : 9783 : 東証一部)
問合せ先 人事・コミュニケーション本部長 増本 勝彦
(TEL. 03-5320-3505)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することとし、本制度に関する議案を平成 29 年 6 月 24 日開催予定の第 63 期定期株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度導入の目的

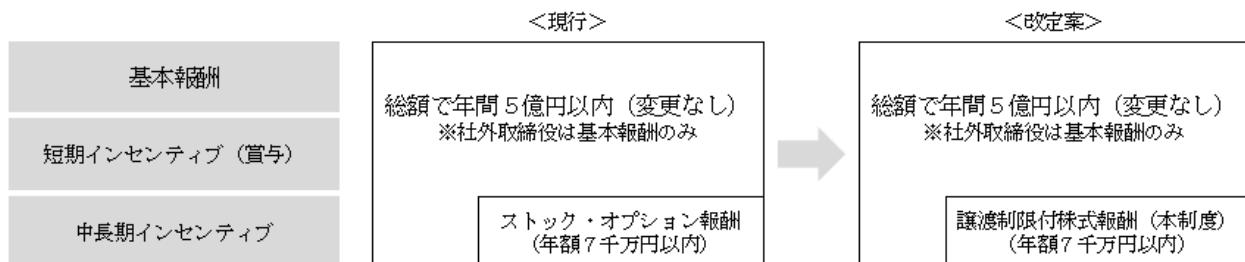
当社は、取締役の報酬に関する基本方針として、グループ全体の中長期的、継続的な企業価値の向上に資するため、短期の業績と合わせて中長期的な成果をも重視した報酬体系を設定すること、ならびに、グループ経営を推進する取締役として求められる役割、能力及び責任に見合った競争力のある報酬水準とすることを掲げております。

その方針の下、現在、社外取締役を除く取締役の報酬等は、各期の役割期待に基づいて設定する基本報酬、業績向上に対するインセンティブとして取締役の年俸・在籍年数に応じて付与するストック・オプション報酬、各期の会社業績等を勘案して支給する業績連動賞与で構成しております。

今般、当社の中長期的な業績との連動性をより高め、企業価値の持続的な向上を一層図るインセンティブを取締役に与えるとともに、取締役と株主の皆様との更なる価値共有を進めることを目的として、現在のストック・オプション報酬に代え、取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して、譲渡制限付株式を付与する制度を導入することといたしました。

本制度においては、当社が対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式に係る払込みのために対象取締役が拠出する金銭報酬債権を当社から報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき当社株主の承認が得られることを条件といたします。なお、本制度の導入前後での報酬等の構成のイメージは以下のとおりです。

本制度導入後の取締役の報酬等（イメージ）



2. 本制度の内容

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として拠出し、当社が取締役会決議に基づき発行又は処分する当社普通株式を取得することとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額7千万円以内といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が発行又は処分する当社普通株式の総数は、年3万株（ただし、本株主総会の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当を含みます。）又は株式併合が行われた場合、その他必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）以内とし、その1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当社普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定される金額とします。

また、本制度による当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、①対象取締役が割当を受けた当社普通株式（以下「本株式」といいます。）について、一定期間、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものとします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以上